

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和6年11月号 vol.121



11月、福岡市内はクリスマスイルミネーションも始まり、きらびやかな季節となります。そして、大相撲九州場所の季節でもあります。

なんと、今回、人生初の相撲観戦に行ってきます。東京から相撲好きの友人が来福し、私もこの機会に付き合うことにしました。

母方の祖母がいつも編み物をしながら相撲観戦をしていた姿を思い出し、懐かしい気持ちになりました。今の力士さんは全然知りません(笑)。でも楽しんできます♪

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



いわゆるフリーランス法というものが令和6年11月1日から施行されます。今後は、フリーランスに業務委託を行う場合は、このフリーランス法を遵守する義務があります。簡単に概要をご紹介します。

”令和6年11月1日から施行されるフリーランス法とは？”

働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が増えてきている中、報酬不払いなど様々なトラブルが生じているようです。フリーランス法は、発注業者とフリーランス業務との間の委託に係る取引の適正化と就業環境の整備を目的としています。

「フリーランス」とは？…①個人事業者であって、従業員を使用しないもの ②法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、従業員を使用しないものと定義されています。

※同居親族は従業員になりません。また週の労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用見込みの方が従業員となります。

このフリーランスに業務委託をする場合、以下のような義務が課されます。

- 書面等による取引条件の明示(業務の内容、報酬の額、支払期日等)
- 期日における報酬支払(業務完了後60日以内の出来るだけ早い日)
- 募集情報的確表示(虚偽の表示や誤解を与える表示の禁止等)
- ハラスメント対策に係る体制整備
- 受領拒否、報酬の減額等の禁止行為(1ヶ月以上の業務委託の場合)
- 育児介護等と業務の両立に対する配慮(6ヶ月以上の業務委託の場合)
- 中途解約の事前告知・理由開示(6ヶ月以上の業務委託の場合)

「今月の本の紹介」

「城砦」

(A.J.クローニン 著・日経BP)

約100年前、医師の作によって書かれた医療小説が、あの”神様のカルテ”の著者・夏川草介さんの翻訳によって復刊しました。

人間にとって、大切なものは何か。時代を越えて、今を懸命に生きようとする人の心に、グサッと突き刺さる大作だと思います。

人生を見つめなおす機会を与えてくれる一冊です。

「気まぐれ簡単レシピ」

<ささみのピカタ>

- ・鶏ささみ 200g
- ・卵 1個、パセリ 大2、粉チーズ 大1 (A)
- ・塩 適量、こしょう 少々、米粉 適量、オリーブオイル 小1

①パセリをみじん切りに、ささみは筋を取り観音開きにし、包丁背でたたく。塩、こしょう、米粉を両面にまぶす。

②(A)にささみを両面絡める。

③フライパンに油を熱し、②を入れる。卵液を上からかけ、両面2分を目安に焼く。

④ケチャップやマヨネーズをかけていただく。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkonf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所